

子育て支援の拡充を求める意見書

保育所を利用する全国の児童数は、平成26年4月現在で226万人を超え、待機児童数も2万人を超えたままである。また、学童保育の全国の利用児童数は、平成26年5月現在で約93万人となり、過去最多を更新した。

こうした中で、政府は、働きながら子育てをする保護者の要望に応え、子どもたちの健やかな育ちの場を確保できるよう、保育所や学童保育の量の拡大や質の充実のために十分な財源の確保に努めなければならない。

また、経済的に厳しい家庭環境下にあり、虐待を受けるなど個別の保護を必要としている子どもたちに対しては、手厚い公的保護を行わなければならない。

子どもたちが安心して育つことのできる社会の実現のためには、子ども一人一人の状態や年齢に応じた適切な支援を行うことのできる環境整備が必要不可欠である。

よって、国においては、子育て支援策を拡充するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 子ども・子育て支援新制度の施行年度に限らず、新制度への移行を進める施設に対する財政支援を充実させ、地域の子ども・子育て支援策の拡充を図ること。
- 2 子ども、子育て支援の予算を適切に確保し、待機児童の解消、仕事と育児の両立支援の充実のため、保育所・認定こども園・放課後児童クラブなどを拡充すること。
- 3 質の高い幼児教育・保育等を実現するため、保護者や地域の実情に応じて計画を立て、保育所定員の増員、放課後児童クラブなどの整備、職員の処遇や配置基準の改善等を進めること。
- 4 病児・病後児保育など多様な保育の提供に取り組むこと。
- 5 「貧困の世代間連鎖」を断ち切るために、一人親家庭の支援を拡充し、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき施策を行うこと。
- 6 虐待を受けた子どもたちの保護や、その後の親子の立ち直りの支援など、虐待防止に向けた取組を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月1日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣 াতে
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣（少子化対策）
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

福島県議会議長 斎藤勝利